



社会教育と地域づくり

金沢大学地域連携推進センター教授 浅野 秀重

教えるとは ともに 希望を語ること

学ぶとは 誠実（まこと）を胸に刻むこと

これは、大島博光氏の翻訳による、フランスの詩人 ルイ アラゴンのストラスブール大学の歌の一節で、筆者が大学に入学したとき、上級学年の方が語っていた言葉である。

希望を語る営みとして「教育」を、誠実を胸に刻む営みを「学習」としてとらえた時、教えることは教える側の者と教えられる者との間で、その立場を超えて、未来を語り合いともに高まり合う行為が「教え合う」ことであり、他方自主的な営みとしての「学び」は、真理や真実を探求するということを目指しながら取り組んだ主体的な「学び」によって、知ることのできたことや把握することのできた真理や真実の前では、謙虚でなければならない、というようにとらえることなのではないだろうか。

さて、社会教育法は、学校の教育課程として行われる教育活動を除いた「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」を「社会教育」として概念規定しているが、社会における教育活動を概観したとき、誤解を恐れずに言えば、学校教育の主たる対象が、青少年だとすれば、社会教育の主たる対象は、成人であると言うことができると思う。社会教育は、励まし合い学び合いの自己教育活動と言われることもあるが、教育活動であるのならば、やはり教育の目的の達成が求められる。ではこの教育の目的とは何だろう。現行教育基本法は、平成18（1998）年に制定されたが、同条第1項には、「国家及び社会の形成者」が掲げられ、この形成者には、英文の旧教育基本法では、「builder」という単語が充てられていた。言い換えれば、「国家社会の担い手」を育てること、それが教育の重要な目的としてとらえたいと思う。

こんにち、地域創生、地方創生が唱道されている。魅力的で活力ある地域づくりを進めていく上で、その担い手としての地域住民に期待されることには大なるものがあるだろう。もちろん行政は行政としての役割を果たさなければならないが、住民が自ら住み暮らし生活する基盤としての地域を見る、視る、観る、覧る、診る眼や心や頭を持つことが、住民自身が地域づくりを担う上での基盤になるものと考えられる。そうした眼、心、頭を育てることにつながるもの、それが教育であるし、学習である。特に、社会教育の場で行われる「教育」や「学習」活動は、地

域住民の間に開かれた人間関係を構築することに、そしてその人間関係が住民を相互に「つなげる」ことにも資する営みではないだろうか。地域に住むということによる「地縁」は、それはそれで大切ではあるが、学びを通じての「知縁」でも結び合うことが、希薄化しつつあると言われる「つながり」をさらに強めることになるものと思われる。

当然のことながら、地域は、様々な世代で構成され、一人ひとりのものの見方や考え方も異なっているが、地域住民の学びを通じてつくられる「知」縁的なつながりは、地域が抱える課題を住民が互いに協力・協働し合いながら解決の方向を見出す基盤となるものである。地域住民の問題意識を持った学習が、住民の自治意識の向上に寄与し、そうした継続的な営みによる学びの成果を活かす取り組みが、地域づくりやまちづくりであると思われる。

改めて、社会における学びが、地域社会の担い手育てとなるとともに、社会を創る学びとなるということに確信を抱きつつ、地域そのものを学習対象とした「つながり」づくりに向けた社会教育活動がより一層推進されなければならないだろう。